

○長門市三世代同居住宅支援事業補助金交付要綱

(平成 31 年 4 月 1 日告示第 46 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、長門市三世代同居住宅支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、長門市補助金等の交付手続等に関する規則(平成 20 年長門市規則第 46 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この補助金は、長門市内において新たに三世代での同居を始めるため、住宅の新築、購入、増改築又は改修(以下「新築等」という。)を行う者に対して助成を行うことにより、世代間で互いに支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進し、子育てしやすい環境の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 三世代 親子(子のうちのひとは、補助金の交付を受けようとする年度の初日において小学生以下である者とする。)及び子の祖父母(祖父又は祖母のいずれか一方の場合も含む。)をいう。
- (2) 同居 親子と子の祖父母とが同一の住宅に居住することをいう。
- (3) 既存住宅 親子又は子の祖父母が現に居住している市内にある住宅のことをいう。
- (4) 増改築 三世代同居を始めるために行う、既存住宅の床面積を増やす工事又は間取りを変更する工事を行うことをいう。
- (5) 改修 三世代同居を始めるために行う、既存住宅の台所、浴室、洗面所、トイレの設備の修繕、取替え等に関する工事を行うことをいう。
- (6) 中古住宅 人の居住の用に供したことがある住宅又は建設工事の完了の日から起算して 1 年を経過した住宅をいう。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内において新たに三世代同居を始めるために、次の各号のいずれかに該当する住宅の新築等(以下「補助対象工事等」という。)を行い、補助金の交付を受けよう

とする年度の末日までに、当該住宅において三世代同居を始める者とする。ただし、三世代同居を始める世帯員のうち補助対象者に該当する者が2人以上あるときは、そのうちの1人に限るものとする。

- (1) 住宅の新築又は市内にある住宅(中古住宅を除く。)の購入
 - (2) 既存住宅の増改築又は改修
 - (3) 市内にある中古住宅の購入
- 2 前項各号に規定する補助対象工事等は、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の10月1日(ただし、平成31年度にあつては同年4月1日)以降に補助対象工事等に係る契約が締結されたものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、補助対象者は、次の各号の要件を全て満たすものとする。
- (1) 住宅の所有者は、三世代同居を行う世帯員であること。
 - (2) 三世代同居を始める世帯員のいずれもが、市税等を滞納していないこと。
 - (3) 三世代同居を始める世帯員のいずれもが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
 - (4) 三世代同居を始める世帯員のいずれもが、これまでにこの補助金の交付を受けていないこと。
 - (5) 補助対象工事等について、市が実施する他の助成を受けていないこと。
- (補助対象費用)

第5条 補助金の交付対象となる費用(以下「補助対象費用」という。)は、補助対象工事等の工事費用又は住宅の購入に係る費用の合計額から、次の各号に掲げる費用を除いた額とする。

- (1) 消費税及び地方消費税
 - (2) 外構の工事に係る費用
 - (3) 併用住宅における住宅部分以外に係る費用
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助対象費用として適当でないと認める費用
- (補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、次の各号に掲げる額を限度として、予算の範囲内において交付する。

- (1) 第4条第1項第1号の補助対象工事等 2,000,000円
 - (2) 第4条第1項第2号又は第3号の補助対象工事等 1,000,000円
- （補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の規定により、三世帯同居住宅支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（別記様式第2号）
 - (2) 住民票の写し（三世帯同居予定者全員の現住所及び続柄が確認できるもの）
 - (3) 市税の完納証明書（三世帯同居予定者のうち課税対象者全員のもの）
 - (4) 工事請負契約書、売買契約書等の補助対象工事等に係る契約書の写し
 - (5) 設計書、仕様書等の写し（補助対象工事等の内容及び費用の内訳が確認できるもの）
 - (6) 敷地配置図、各階平面図等の写し（補助対象工事等の内容が確認できるもの）
 - (7) 住宅全体及び工事着工前の箇所写真（住宅の購入、増改築又は改修の場合に限る。）
 - (8) 登記事項証明書（住宅の所有者が確認できるもの。増改築又は改修の場合に限る。）
 - (9) 併用住宅の場合は、住宅部分と住宅以外の部分が確認できる図面
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （補助金の交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、規則第5条、第7条及び第8条の規定により、その内容を審査のうえ、補助金を交付することが適当であると認めるときは、三世帯同居住宅支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定内容の変更等）

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定を受けた後、補助対象工事等の内容又は補助対象費用の額を変更(補助金の額に変更を生じない軽微な変更は除く。)するときは、速やかに三世帯同居住宅支援事業補助金変更交付申請書(別記様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の補助対象工事等の内容が確認できる書類
- (2) 変更後の補助対象費用の内訳が確認できる書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付決定額を変更する必要があると認めるときは、三世帯同居住宅支援事業補助金変更交付決定通知書(別記様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象工事等が完了し市内において新たに三世帯同居を始めたときは、規則第13条の規定により、三世帯同居を始めた日から30日以内又は補助金の交付を受けようとする年度の末日のいずれか早い日までに、三世帯同居住宅支援事業補助金実績報告書(別記様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し(三世帯同居開始後の世帯員全員の住所及び続柄が確認できるもの)
- (2) 登記事項証明書(住宅の所有者が確認できるもの。新築又は住宅の購入の場合に限る。)
- (3) 領収書等の写し(補助対象工事等に要した費用が支払済であることが確認できるもの)
- (4) 完成写真(増改築又は改修の場合は、工事施工中の写真も含む。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、規則第14条の規定により、その内容を審査のうえ、補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、三世帯

同居住宅支援事業補助金確定通知書(別記様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、三世代同居住宅支援事業補助金交付請求書(別記様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第7条関係)

三世代同居住宅支援事業補助金交付申請書

[別紙参照]

別記様式第2号(第7条関係)

誓約書兼同意書

[別紙参照]

別記様式第3号(第8条関係)

三世代同居住宅支援事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

別記様式第4号(第9条関係)

三世代同居住宅支援事業補助金変更交付申請書

[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 9 条関係)

三世代同居住宅支援事業補助金変更交付決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 6 号(第 10 条関係)

三世代同居住宅支援事業補助金実績報告書

[別紙参照]

別記様式第 7 号(第 11 条関係)

三世代同居住宅支援事業補助金確定通知書

[別紙参照]

別記様式第 8 号(第 12 条関係)

三世代同居住宅支援事業補助金交付請求書

[別紙参照]